

広島県訓令第4号

本 庁  
機 関  
地 方

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

湯 崎 英 彦  
広島県知事

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。  
別表五十六の項中「参務局分権改组課」を「参務局地方分権推進課」に改め、同表中二百十の項を二百十一の項とし、百八十九の項から二百九の項までを一項ずつ繰り下げ、百八十八の項の次に次のように加える。

189	〃	広島県広島市ポ ー ー 管理事務所出 納員	〃	広島市ポ ー ー 管理事務所
-----	---	-----------------------------------	---	-------------------------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。